

「豊橋市自転車活用推進計画」と地方版自転車活用推進計画策定の手引き（案）との整合の確認

一覧表

手引きの項目	整合
<b>1. 地方版推進計画の策定の位置付け、策定主体</b>	
<b>(1) 地方版推進計画策定の位置付け</b>	
地方版推進計画は、各地方公共団体における自転車に関する政策に関する最上位の計画として位置付けるものである	○
施策内容やその実施場所、推進主体、実施スケジュールなどをできるだけ具体的に記載する	○
計画の策定に当たっては関係する部局や団体などが連携することにより、計画の実現・実行可能性を高める	○
<b>(2) 地方版推進計画の策定主体</b>	
地方版推進計画の策定主体は、都道府県及び市区町村となる	○
<b>2. 検討体制、策定手順</b>	
<b>(1) 検討体制</b>	
地方版推進計画を検討する際には、施策の実効性の担保や合意形成をスムーズに行うためにも、計画に関連する関係者による協議会を設置し、検討する	○
協議会の構成メンバーには、地方公共団体と各種交通事業者（鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者等）、道路管理者、都道府県警察本部（又は管轄警察署等）とし、加えて、有識者、想定される施策に関係する各種団体、まちづくり活動団体、教育委員会、一般市民等が想定される	○
<b>(2) 策定手順</b>	
住民等意見の反映や合意形成をスムーズに行うために、有識者を含む協議会の開催や、アンケート等を実施し、様々な意見を計画に反映するとともに、検討結果に対するパブリックコメント等を実施する	○
<b>3. 計画の構成</b>	
国の推進計画の構成を参考とし、地方版推進計画の構成を検討する。構成（例）を示すが、地域の実情を反映し、必ずしもこの構成にとらわれる必要はない。 【地方版推進計画の構成（例）】 （１）計画の目的・区域・期間、計画の位置付け （２）現状及び課題、計画の目標 （３）実施すべき施策、実施スケジュール （４）計画の推進体制、計画のフォローアップ及び見直し方法	○

4. 計画の標準的な記載内容と策定手法	
(1) 計画の目的・区域・期間、計画の位置付け	
1) 計画目的の設定	
地方版推進計画の目的は、国の推進計画の目標、基本的な考え方を踏まえ、各地方公共団体の抱える課題や有する地域特性・地域資源を活かした自転車活用の方向性として検討する	○
2) 計画区域の設定	
地方版推進計画の区域は、自転車利用の状況を把握し、その課題を整理するとともに、地域の関連計画、まちづくりの観点を考慮の上、対象エリアを検討する	○
3) 計画期間の設定	
これを踏まえ、地方版推進計画の計画期間については、国の推進計画との整合を図り2020年度とする、もしくは、より長期の期間を設定することが望ましい。その際、地方公共団体における関連計画の計画期間も踏まえて設定することも考えられる	○
4) 計画の位置付けの整理	
a. 国の推進計画及び地方版推進計画との関連	
市町村は、国の推進計画及び都道府県の地方版推進計画を勘案するとともに、地域の実情に応じて、周辺の地方版推進計画との整合を図る必要がある	○ 国の推進計画を概ね網羅している
b. 自転車に関する既存計画との関連	
「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月19日道路局長・交通局長通知）に基づく「自転車ネットワーク計画」及び地域のニーズを踏まえた駐輪場整備計画を、地方版推進計画内に位置付けることを検討する 自転車の通行空間の確保は、自転車活用推進の基本であるため、特に市町村の地方版推進計画においては、自転車ネットワーク計画を位置付けることを基本とするべきである。	○ 自転車ネットワーク計画を位置付けている
c. その他関連計画との関連	
地方公共団体の総合計画やまちづくりの関連計画である都市計画や市町村マスタープラン、交通分野の関連計画である都市交通マスタープランや都市・地域総合交通戦略等を整理し、地方版推進計画との関連を整理する。その他の交通、観光、健康等の関連計画等についても同様に整理する なお、上記計画内において位置付けられた関連する施策については、地方版推進計画との整合が図られていることが望ましく、該当施策については地方版推進計画においても位置付けられることが重要である。	○

<b>(2) 現状及び課題、計画の目標</b>	
<b>1) 現状分析及び課題整理</b>	
地方版推進計画の策定に当たっては、地域の状況に応じて現状分析内容の取捨選択を行い、必要となる検討を行う	○
<b>a. 自転車に関する現状分析</b>	
自転車交通の現状を把握するに当たって、自転車利用に関する現状として、地域の交通基盤（道路網、公共交通網、駅・バス停等）、交通特性（歩行者、自転車、自動車、公共交通の利用状況や事故発生箇所等）、道路空間の状況、交通規制の状況、地勢等（地形の起伏、人口分布・年齢階層等）、施設立地（自転車利用者が多く利用する施設、駐輪場やシェアサイクルのポート配置等）の現状並びに計画について収集し整理する。加えて、地域で定めた交通安全、環境や観光、健康・福祉等、地方版推進計画に関連すると考えられる項目についても、現状を把握する。その他、市民や自転車利用者等の意見を確認し、現状分析を行う。	○
<b>b. 自転車に関する課題整理</b>	
現状分析に基づき、自転車交通に関する課題を整理する。その際、過去及び現在、将来の状況を比較することにより、課題を明らかにする。	○
<b>2) 計画目標の設定方法</b>	
地域の関連計画や、自転車に関する現状・課題を踏まえるとともに、国の推進計画の目標を勘案した上で設定する。	○
<b>(3) 実施すべき施策、実施スケジュール</b>	
<b>1) 実施すべき施策の検討方法</b>	
実施すべき施策については、地域における現状・課題を踏まえたうえで、設定した計画目標の達成に向けて、必要な施策を検討する。	○
<b>2) 実施スケジュール</b>	
実施スケジュールについては、実施する施策ごとに、誰が、いつまでに取り組むのかを示す	○
<b>(4) 計画の推進体制、計画のフォローアップ及び見直し方法</b>	
<b>1) 計画の推進体制</b>	
地方版推進計画の進捗を把握するための協議会を設置し、推進状況を共有する	○
<b>2) 計画のフォローアップ及び見直し方法</b>	
<b>a. 計画のフォローアップについて</b>	
地方版推進計画について、必要に応じて有識者等の助言を受けつつ、毎年度当初に、各施策の進捗状況等に関するフォローアップを実施し、その結果を公表する。各施策の進捗状況のフォローアップを行うに当たっては、できる限り、地域における指標を設定する。 指標の設定に当たっては、必要に応じて、客観的かつ定量的な指標の活用も考慮する。	○

<b>b. 計画の見直しについて</b>		
計画期末までに、施策の効果に関する評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえて、計画の見直しを行う。		○
<b>【国の推進計画の目標達成に向けて検討が必要な施策】</b>		
<b>目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成</b>		
施策 1. 自転車通行空間の計画的な整備推進	別添-3	○
施策 2. 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進	別添-6	
施策 3. シェアサイクルの普及促進	別添-7	
施策 4. 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進	別添-9	○
施策 5. 自転車のIoT化の促進	別添-10	
施策 6. まちづくりと連携した総合的な取組の実施	別添-11	○
<b>目標 2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現</b>		
施策 7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進	別添-13	
施策 8. サイクルスポーツ振興の推進	別添-14	○
施策 9. 自転車を活用した健康づくりの推進	別添-15	○
施策 10. 自転車通勤等の促進	別添-17	○
<b>目標 3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現</b>		
施策 11. 国際的なサイクリング大会等の誘致	別添-18	
施策 12. 世界に誇るサイクリング環境の創出	別添-19	○
<b>目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現</b>		
施策 13. 安全性の高い自転車普及の促進	別添-21	
施策 14. 自転車の点検整備の促進	別添-23	
施策 15. 自転車の安全利用の促進	別添-24	○
施策 16. 学校における交通安全教育の推進	別添-29	○
施策 17. 自転車通行空間の計画的な整備推進（施策 1 と同様）	別添-31	○
施策 18. 災害時における自転車活用の推進	別添-31	
その他、保険などの加入義務を促進させる取組の推進		○